

利用規約

店舗名 E STYLE（以下、本施設といいます）のご利用に際し、下記の事項を厳守されますようご理解・ご協力をお願い申し上げます。

第 1 条（運営・管理）

本施設の運営・管理（会員資格の得喪変更、会費・諸費用の収受、会員規約の制定・改廃等の決定手続きを含む）は 信州塩嶺高原カントリー株式会社が行います。

第 2 条（入会条件）

本施設に入会できる方は、各要件を満たし、本施設の趣旨に賛同し本規約を承諾した方とします。また、本施設を利用いただけるのは、医師から運動を禁じられていない方とします。刺青やこれに類するものが入っている方、暴力団構成員、会員の円滑な施設利用に支障を来す可能性がある方、その他本施設が不適当と認める方は、入会資格がありません。また、入会後であってもこれらの事象が判明した時点で退会していただきます。

第 3 条（入会手続）

本施設に入会する方は所定の入会手続きを行い、本施設の承認を得た上、定める会費・入会諸費用をお支払いいただきます。入会する本人が未成年者の場合は、本人と保護者の連名で申込み手続きをとらなければなりません。この場合保護者は、自ら会員になった場合と同様に本規約に基づく責任を本人と連帯して負担するものとします。

第 4 条（入会金）

会員は、本施設の定める入会金を、所定の方法で本施設に支払わなければなりません。なお、当該入会金は、入会契約締結及び履行のための必要費用であり、一旦納入した入会金は返還しません。

第 5 条（会員資格の停止・除名）

本施設は、会員が次の各号の一つに該当すると認めた場合は、会員資格の一時停止または除名をすることができます。

1. 本施設の定める会費・諸費用につき、3 ヶ月以上滞納したとき。（除名の場合も除名以前の会費・諸費用は全て納入していただきます。）
2. 本施設の施設・機材を故意に毀損したとき。
3. 本規約、その他本施設が定める規則に違反したとき。

4. 本施設の名誉や信用を毀損、または秩序を乱したとき。
5. 入会書類・入会情報に虚偽の内容が判明したとき。
6. 会員として品位を損なうと認められる非行があったとき。
7. 伝染病等他人に伝染・感染するおそれのある疾病に罹患したとき。
8. 本施設の合理的な指示・指導に従わないとき。
9. その他本施設が、社会通念に照らし、本施設会員としてふさわしくないと認めたとき。

第6条（会費等の納付）

会員は、本施設の定める会費等を所定の方法で支払わなければなりません。会費等の種類、金額、支払期限及び支払方法等は本施設が定めるものとします。（月会費は、会員が本施設の会員資格を有する限り、現実に本施設の施設を利用しない場合も支払い義務が発生します）

第7条（休会）

1. 会員は、各月の10日（10日が休館日の場合翌営業日）までに本施設に所定の休会届を提出することにより、翌月から休会することができます。本施設の事務手続き上、10日を過ぎた場合は翌々月扱いになります。
2. 一回の届出による休会期間は1ヶ月から2ヶ月間までとし、休会費は本施設の定める金額とします。休会最終月の10日までに休会期間の延長を希望する場合は、再度休会届を提出することにより延長が可能です。

第8条（会員種別の変更）

会員は、各月の10日（10日が休館日の場合翌営業日）までに本クラブに所定の変更届を提出することにより、翌月から会員種類を変更することができます。10日を過ぎた場合は、本クラブの事務手続き上、翌々月扱いになります。

第9条（退会）

会員は、各月の10日（10日が休館日の場合翌営業日）までに本施設に所定の退会届を提出することにより、その月末限りで退会することができます。電話等口頭での退会は受け付けません。10日を過ぎた場合は、本施設の事務手続き上、翌月末日扱いになります。なお、本施設が退会届を受領しない限り会費支払義務は発生するものとします。

第10条（定休日）

本施設は、原則として別紙に表記する日を定休日及び季節休業とします。また、その定休日及び季節休業のほか、諸施設の補修、会場整備、その他本施設の都合により休業することがあります。なお、休業に

関してのお知らせは原則として 2 週間前までに施設内掲示します。ただし、施設安全管理の面から緊急工事が必要な場合など緊急の事態が発生した場合には、あらかじめ掲示することなく一部または全部の施設を休業することができるものとします。

第 11 条（臨時休業）

本施設は、次の事由により本施設の一部または全部を閉鎖または臨時休業することができます。

1. 台風その他異常気象、風水火災害、地震、近隣の事故等で本施設の業務遂行に支障があるとき。
2. 施設の改造または補修工事実施のとき。
3. 法令の制度改廃、行政指導、社会情勢、経済状況の著しい変化があったとき。
4. 施設の使用権限が消滅する等運営に影響が生ずる事情が発生したとき。
5. その他閉鎖または臨時休業の必要があると認められるとき。

第 12 条（遵守事項）

1. 会員は、自己の責任と危険負担において、他の会員と協調して、本施設の施設を利用するものとします。
2. 本施設は、会員が本施設の施設利用中に生じた盗難、怪我その他の事故について、本施設の責めに帰すべき事由がない限り、責任を負いません。会員同士の本施設内外でのトラブルについても同様とします。
3. 会員は、本施設において、技量を超えた行為及び危険行為は行ってはならないものとします。また、本施設の事前の書面による承諾なしに、対価を得て他の利用者に対する指導行為を行ってはならないものとします。

第 13 条（価格改定）

本施設は、本規約の改定及び変更、及び本規約に基づいて会員が負担すべき諸費用を、社会情勢・経済状況の変動等を参考にして改定することができます。この場合、本施設は改定日の 1 ヶ月以上前までに施設内への掲示及び当社ホームページにて会員に告知するものとします。

第 14 条（施行日）

本規約は 2026 年 6 月 1 日より施行します。

E STYLE 利用約款

第 1 条（約款の適用）

E STYLE(以下「当施設」という)の利用者は、E STYLE 利用約款(以下「本約款」という)に従っていただきます。本約款において「利用者」とは、打席を利用する方及びその方に同伴して来場される方をいいます。

第2条（利用契約の成立）

当施設を利用する方は、本約款を確認の上、これによって当施設はお客様の施設利用をお引受けいたします。

第3条（休業日、営業時間）

当施設の休業日及び営業時間については、当施設が別に定めるところによります。ただし、臨時的に変更することがあります。

第4条（危険防止及び事故防止のための利用規約）

当施設では利用者が楽しく安全に利用していただけるよう、次に挙げる事項を定めております。利用者は必ず遵守して下さい。

禁止事項

- ・ 予約した時間以外での打席利用
- ・ 予約した打席以外のご利用
- ・ 打席での打席幅を越えるようなスイング（横振り等）による練習
- ・ 打席より前方のエリアへの立ち入り
- ・ 指定場所以外での練習
- ・ 打席以外での素振り
- ・ 打席設備を移動させる行為
- ・ 当施設公認のティーチングスタッフ以外の方の打席レッスン
- ・ 当施設提供ボール以外での練習
- ・ 打席での携帯電話による通話
- ・ 施設内での飲酒又は酒気を帯びての練習
- ・ 施設内での喫煙
- ・ 他のお客様の迷惑となるような行為
- ・ 当施設のボール及び備品の持ち出し
- ・ 着衣から刺青(タトゥー)等を露出させた状態での練習

注意事項

- ・ 設備機械類に異常がある場合は必ず係員を呼び、ご自身で対処しようとししないで下さい。係員が不在の場合は、サポート連絡先までご連絡をお願いいたします。

・お子様を連れて来場するときは、保護者又は同伴者の方が責任を持って行動管理をし、必ずお子様から目を離さないようにお願いします。尚、当施設ではご自身または第三者によるお子様の怪我・事故等については一切の責任を負いません。

第5条（持ち込み品の禁止）

施設内へは、次の各号に挙げる物品の持込みをお断りいたします。

- ・ 動物(但し介助犬・盲導犬は除く)
- ・ 悪臭又は騒音を発するもの
- ・ 銃砲刀剣類など、他人に危害を与える恐れがあるもの
- ・ 発火または爆発の恐れのあるもの
- ・ 他人に迷惑又は危害を及ぼす恐れがある物品
- ・ その他、他人に迷惑又は危害を及ぼす恐れがある物品

第6条（施設利用の拒絶）

当施設は次の各号のいずれかに該当する場合は施設の利用をお断りする事があります。

- ・ 利用者が公の秩序、又は善良な風俗に反する行為を行う恐れがあると認められるとき、及び警告を無視して改めないとき
- ・ 利用者が集団的に又は、常習的に暴力的不法行為を行う恐れがある者と認められるとき
- ・ 利用者が反社会的勢力又は、その関係者と認められるとき
- ・ 利用者が反社会的勢力又は、その関係者を同伴した場合における利用者及びその同伴者
- ・ その他、本約款に違反したとき

第7条（施設に与えた損害）

利用者が、故意又は過失によって当施設の施設に損害を与えたときは、利用者にその損害を賠償していただきます。

第8条（個人情報の取り扱いについて）

当施設は当施設の運営に伴い知り得た利用者の個人情報について、当施設の責任において必要かつ適切な安全管理措置を講じます。また当施設が取得します個人情報は、当施設の営業情報・イベント告知などのご案内のため利用致します。

免責条項

- 利用者の携帯品等は、ご自身で管理していただきます。当施設は、打席、打席周辺、その他の場所の如何を問わず、携帯品の紛失・盗難・滅失・毀損について当練習は一切の責任を負いません。
- 当施設の駐車場で自動車及び携帯品に盗難または損傷等の事故があっても当施設は一切の責任を負いません。
- 利用者が練習中、第三者に損害・物品破損その他の損害を発生させ、又はご自身がこれらの被害を受けても、当施設は一切損害賠償の責任を負いません。
- 利用者が本約款に違反し、第三者に人的または物的損害を与えたとき、又は利用者が被害を受けたときも、当施設は一切その責任を負いません。
- 当施設利用者同士、又は利用者と第三者間のトラブルに対して当施設は一切責任を負いません。

(付則)

本約款は、利用者が来場したときから効力を発生し、施設の利用を終了したときまで効力を有するものとします。又、本約款は必要に応じて改定することがあります。

以上

令和8年6月1日制定

E STYLE